

## 第9章 主な投資インセンティブ

### 1. 一般的投資優遇措置

#### (1) 投資地域別優遇措置

2004年改正外国投資奨励法（No. 11/NA）及び2005年改正ラオス外国投資奨励法施行細則（No. 31/PM）は、開発の遅れた地域への投資を促進するため、全国をインフラの整備状況に従って奨励措置の異なる3つのゾーンに分けて（図表9-1-1）、それぞれに優遇措置を設けた。ゾーンによる優遇措置は2009年投資奨励法に引き継がれたが、減免税措置の内容には、奨励レベルが設けられるなどの変更が加わった（図表9-1-2）。

さらに外国投資奨励法が定めていた投資奨励分野<sup>（注）</sup>は、2009年投資奨励法の下で内資の区別がなくなったことで、投資奨励分野として改めて「農業、工業、手工芸及びサービス業」が挙げられている。

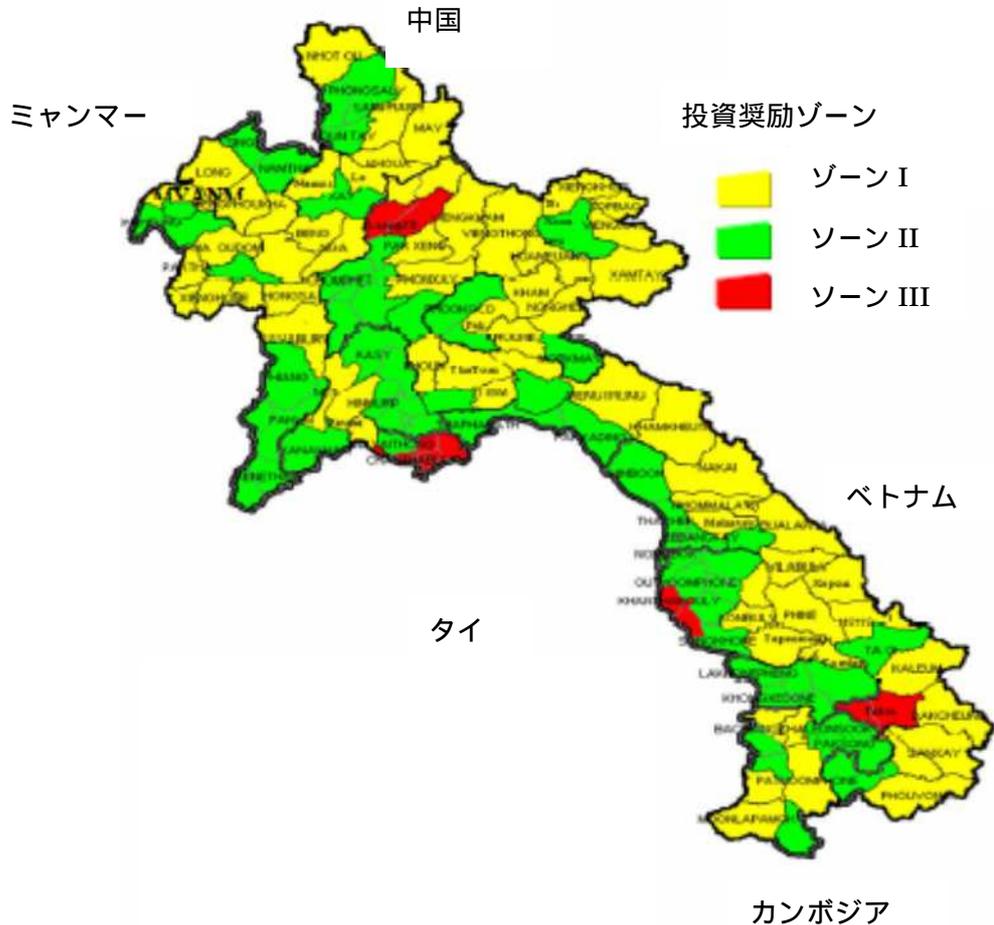
（注）2004年改正外国投資奨励法における外国投資奨励分野

		最低投資額（千ドル）
1	輸出品の生産（総生産に占める輸出割合80%以上）	300
2	農林業、農林産品加工及び手工芸品の生産	300
3	加工産業、熟練・近代技術利用産業	500
	R&D活動、及び環境・生物多様性保護活動	100
4	人的資源開発、技能開発、保健関連活動	100
5	インフラ建設	500
6	主要産業に提供する原材料及び設備機器生産	500
7	観光開発及び輸送サービス	500

（出所）Law on the Promotion of Foreign Investment No.11/NA（22 October 2004）及び同法施行細則（Decree No. 301/PM）

なお、開発投資省（MPI）の投資奨励局（IPD）は2010年に投資招致リスト（Investment Calling List）を発表し、SEZ、観光開発、インフラ整備、工業、工業団地・ロジスティクス、水力発電の各部門について特に外国投資家の投資を想定した具体的な開発プロジェクト45件を挙げている。この投資招致リストについては付録1.に掲載する。

図表 9-1-1 投資奨励段階に応じた投資奨励地域区分



図表 9-1-2 ゾーン別法人税減免税措置<sup>1)</sup>及び特定分野の投資優遇措置

ゾーン	インフラ整備状況	奨励 レベル <sup>2)</sup>	法人税免 除期間 <sup>3)</sup>	病院・幼稚園・小中高校・職業訓 練学校、大学、研究所等の設立	
未整備な地域		1	10年	左記免除 期間+5年 の法人税 免除	リース・コンセッショ ン料免除：15年
		2	6年		
		3	4年		
部分的に整備された地域		1	6年	左記免除 期間+5年 の法人税 免除	同上：10年
		2	4年		
		3	2年		
十分に整備された地域		1	4年	左記免除 期間+5年 の法人税 免除	同上：3年
		2	2年		
		3	1年		

(注1) 鉱業及び水力発電への投資(コンセッション)の優遇措置は別途法律で定める。

(注2) 奨励「レベル」がどういった基準かについては投資奨励法に記述がなく不明である。

(注3) 法人税の免除は企業が操業を開始した日から始めるが、新製品の生産、開発及び新技術導入の場合は、企業が利潤を上げるようになってから始める。

(出所) 2009年投資奨励法及びJETRO「ラオス概況」(2013/Nov/15)より作成

## (2) その他優遇措置

投資地域による優遇措置の他に、2009年投資奨励法は以下のような優遇措置を定めている。

### 関税及びその他税に関する優遇措置

- ・ 純利益を事業拡大のために投資する場合、次の会計年度の法人税が免除される。
- ・ 機器、原料、部品及び生産に直接使用する車両の輸入関税免除
- ・ 商品及び製品の輸出に係る輸出関税は免除される。
- ・ 年度赤字は3年以内であれば次会計年度に繰り越すことができる。

### その他優遇措置

- ・ 登録資本が50万ドル以上の外国投資家に対して、住居または業務用施設建設のための土地使用权を購入する資格が与えられる。

## 2. 経済特区 (SEZ) における優遇措置

### (1) 特別経済区及び特定経済区開発のための投資優遇措置

- 特別経済区及び特定経済区に関する首相令 (No. 443/PM) によるディベロッパーと投資家への優遇策 (第 章)
  - ・ 税に関する特別優遇：減免については税法/関税法の規定を超えてはならない。
  - ・ ラオス国内から搬入され、SEZ 内で使用される原材料は、経済特区への輸出として扱い、法律に従い関税及び税の優遇措置を受けることができる。
  - ・ 国家経済特区委員会 (NCSEZ) は、遠隔地あるいは地理的に危険な (hazardous) 地域における特別経済区及び特定経済区のディベロッパーに対して、建設期間中に使用する燃料の輸入関税・輸入税を免除する。
  - ・ 投資奨励法第 58 条に従い、土地使用权及びその他固定資産の所有権に関する優遇策を受けることができる。
  - ・ 開発投資契約の期間中、家族と共にラオス国内に居住する権利を受ける。
  - ・ その他優遇措置 (投資その他に関する情報提供の便宜供与、褒章、名誉市民号など)。

### (2) 特別経済区及び特定経済区内への投資優遇措置

SEZ 内への投資の優遇措置については個別 SEZ が独自の規定を設けることになっている。例えば、最初の SEZ であるサワン・セノ経済特区については、2003年サワン・セノ経済特区の管理規則及び奨励政策に関する首相令 (No.177/PM) が図表 9-2 にあるような優遇措置を定めている。

但し、経済特区内に投資する企業が優遇措置を受けるには、最低登録資本が決められている (首相令 No. 177/PM 第 15 条)。すなわち、工業、職業学校、倉庫・運輸業 (重量物運搬車の所有者)、建設業、ホテル業、住宅 (賃貸アパート、団地)、観光地開発、

一般教育機関、病院、スーパーマーケット及び内外子会社・支店については10万ドル、（重量物運搬車の所有者を除く）配送業、旅行会社（パッケージツアー）、卸・小売などの一般サービスについては5万ドルである。駐在員事務所の場合の最低登録資本は1万ドルである。

図表 9-2 サワンパーク経済特区の減免税措置（特区外との比較）

	サワンパーク	経済特区外
法人税免除期間 ・登録資本5～15万ドル未満 ・ " 15万～30万ドル未満 ・ " 30万～50万ドル未満 ・ " 50万～200万ドル未満 ・ " 200万ドル以上	利潤が出た年から ・2年間免除（以後10%） ・4年間免除（"10%） ・6年間免除（"10%） ・8年間免除（"8%） ・10年間免除（"8%）	図表9-1-1、9-1-2のゾーンにより異なるが、累進税率で0～24%（第12章参照）
法人税の免除期間後の税率	8%ないしは10%	最高24%
個人所得税（駐在員、外国籍市民、ラオス市民）	5%	0～24%（累進税率）
法人税免除後の配当税率	5%	10%
付加価値税（VAT）	0%	10%
輸入関税率 <sup>注）</sup>	0%	3～40%

（注）車両の輸入については別途規定されており、車両の使用目的、輸入台数などによって異なる。

（出所）Decree on the Management Regulations and Incentive Policies Regarding the Savan - Seno Special Economic Zone（第 章）及びサワン・セノ経済特区資料

輸出入関税については、2015年末にASEAN経済共同体が成立し、ASEAN域内取引の関税が撤廃されるので、ラオスに投資するメリットはASEAN域内で増すことになるだろう。

サワンパーク経済特区及びVITAパークについては、第23章でその開発状況、入居企業などについて触れる。